



平成 29 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 兼 房 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 渡 邊 將 人  
(コード番号 5984 東証・名証第 2 部)  
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 山 川 寿 康  
( TEL. 0587-95-2821 )

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の当社第 69 回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 変更の理由

当社は、コーポレートガバナンス体制の更なる充実を目的とし、取締役会の意思決定の迅速化および監督機能の強化を図るため、本総会終結後の取締役会において執行役員制度を導入いたします。これに伴い取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数を12名以内から8名以内に変更し（変更案第19条）、役付取締役を廃止するため所要の変更を行うもの（変更案第14条および第24条、現行定款第23条削除）であります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき <u>取締役社長</u> が招集し、その議長となる。 <u>取締役社長</u> に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。  (員 数) 第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、 <u>12</u> 名以内とする。  2. (条文省略)	(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき <u>代表取締役</u> が招集し、その議長となる。 <u>代表取締役</u> に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。  (員 数) 第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、 <u>8</u> 名以内とする。  2. (現行どおり)

<p>(<u>役付取締役</u>)</p> <p><u>第23条</u> <u>取締役会の決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p><u>第24条</u> (条文省略) (取締役会の招集権者、議長および招集通知)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. ～ 3. (条文省略)</p> <p><u>第26条</u>～<u>第43条</u> (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第23条</u> (現行どおり) (取締役会の招集権者、議長および招集通知)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。<u>代表取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. ～ 3. (現行どおり)</p> <p><u>第25条</u>～<u>第42条</u> (現行どおり)</p>
---	---

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 28 日 (水) (予定)  
定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 28 日 (水) (予定)

以 上